



2016年9月30日

各位

東京都港区虎ノ門四丁目1番28号
日本通信株式会社
代表取締役社長 福田 尚久
(コード番号: 9424)
問合せ先 代表取締役常務 片山 美紀
電話 03-5776-1700

訴訟の判決（第一審）に関するお知らせ

日本通信株式会社（以下、「当社」という）が、加賀ハイテック株式会社（現 加賀ソルネット株式会社（2016年4月1日付合併により訴訟承継）（以下、「加賀」という））から提起されていた原状回復請求訴訟（以下、「本件訴訟」という）について、2016年9月30日に第一審判決がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本件訴訟の経緯

本件訴訟は、当社が2008年8月に加賀に売り渡したb-mobile 3G（以下、「本件製品」という）について、加賀から、2013年11月29日付訴状により、債務不履行解除による買受代金相当額（3億4,209万5,000円およびこれに伴う遅延損害金）の返還を請求されたものです。

なお、本件製品については、2009年6月、加賀から売買契約の解除およびこれに伴う買受代金相当額の返還を請求する訴訟（以下、「前訴」という）が提起されましたが、2012年8月の上告棄却により、最高裁判所の判断で加賀の敗訴が確定しています。

しかし加賀は、前訴の敗訴確定を受け、2012年10月以降に本件製品の在庫を販売したところ、通信ができないことが判明したとして、本件訴訟を提起したものです。

当社は、当社が加賀に売り渡した本件製品は正常な通信機能を備えていたこと、当社と加賀との間の継続的取引関係および信頼関係は、加賀の強固な販売拒絶および前訴提起によって破壊されたのであって、本件製品に通信機能を維持する義務は失われていること、いずれにしても、本件訴訟は前訴の蒸し返しである旨を訴訟で主張してまいりました。

2. 訴訟を提起した当事者（原告）

	判決言渡時	訴訟提起時
名称	加賀ソルネット株式会社	加賀ハイテック株式会社
所在地	東京都中央区八丁堀三丁目27番10号	東京都千代田区外神田三丁目12番8号
代表者の 役職・氏名	代表取締役社長 池田 光仁	代表取締役 関 祥治

3. 判決の言渡しのあった年月日および裁判所

2016年9月30日 東京地方裁判所

4. 判決の内容

判決は、加賀の請求を一部認容し、当社に対し、3億4,209万5,000円の支払いを命じました。

5. 今後の見通しおよび業績に与える影響

当社は、本判決に対して直ちに控訴する方針です。

なお、本判決による当社の業績への影響はありません。

今後、開示すべき事項が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

以 上

■日本通信について

日本通信は1996年5月24日、モバイルが実現する次世代インターネットを活用して日本の次世代経済の基盤を構築する総務省の方針を実現する会社として設立されました。当社ビジネスモデルはのちにMVNOと命名され、2009年3月、総務省の携帯市場のオープン政策のもとNTTドコモとの相互接続を実現しました。これにより「格安SIM」が生まれ、携帯事業者以外から携帯通信（SIM）が買える市場が誕生しました。次は、携帯電話以外の産業が、自社サービスにモバイルを組み込み、産業全体がモバイルを活用し成長する番です。MVNO ルールメーカー、世界初のMSEnabler としての強い技術ビジョンと高い遂行力によって、日本発の経済創出の一翼を担うべく次世代プラットフォームの構築に取り組んでいます。東京、米国コロラド州、ジョージア州およびフロリダ州に拠点を置き、東京証券取引所市場第一部に上場（証券コード：9424）しています。当社のコーポレートガバナンスのポリシーとして、社外役員が過半数で、全社外役員は独立役員です。